

# 平成21年度 越前市の健全化判断比率等(暫定値)について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成21年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、市民の皆様に公表いたします。

## 1 健全化判断比率

実質赤字比率	該当なし
--------	------

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等(越前市では一般会計、靈園事業特別会計及びガス事業清算特別会計をいいます。)の赤字額を市税等の財源の規模と比較して指標化したもので、財政運営の深刻度を示すものです。

毎年4月に始まり翌年の3月に終わる一会计年度における地方公共団体の支出は、収入の範囲内で行うことが原則となっており、収入が支出に不足して赤字が生じることは望ましいことではありません。この赤字が生じると翌年度に繰り越すこととなり、翌年度においてその分の収入の確保又は支出の削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累積していくことになります。

一般会計等の実質収支が25.9億円(-13.49%)の黒字であったため、実質赤字比率は、「該当なし」となります。なお、国が定める財政健全化計画を作成しなければならないとする実質赤字比率の早期健全化基準は、12.54%です。

連結実質赤字比率	該当なし
----------	------

連結実質赤字比率とは、地方公共団体としての資金の不足の程度を把握するため、越前市の全ての会計における赤字額と黒字額を合算し、その額を市税等の財源の規模と比較して指標化したもので、財政運営の深刻度を示すものです。

地方公共団体の会計は、地方税を主な財源とし、福祉、教育、まちづくりなどの地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等と、その他に料金収入等を主な財源として事業を実施している複数の会計があります。一般会計等が黒字であっても別の会計に赤字が多くあれば、その地方公共団体として見たときの財政状況がいいとは言えません。

例えば、水道や下水道などの料金収入を財源として独立採算で行っている事業の赤字額はその事業の料金収入等で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字を補填しなければならず、一般会計等にも大きな影響を与えかねません。

一般会計等の実質赤字及び公営企業を含む特別会計の資金不足はいずれも生じておらず、すべての会計を合計した連結実質収支は38.1億円(-19.89%)の黒字です。したがって、連結実質赤字比率は「該当なし」となります。なお、国が定める財政健全化計画を作成しなければならないとする連結実質赤字比率の早期健全化基準は、17.54%です。

実質公債費比率	12.9 %
---------	--------

実質公債費比率とは、越前市が政府や銀行からの借入額の返済額(公債費)とこれに準じる額の大きさを越前市の標準財政規模と比較して指標化したもので、この指標が、高くなるほど財政の弾力性が低下し、その資金繰りの深刻度が増すことになります。

一般会計等の義務的な負担として、一般会計等の公債費がありますが、公営企業等ほかの会計の公債費についても一般会計等から繰り出しています。また、近隣市町との組合により整備したごみ処理施設等に係る負担金なども一般会計等から支出しています。このため、こうした公債費に準じた経費も一般会計等の公債費に加算し、指標化したものが「実質公債費比率」です。

実質公債費比率(H19～H21平均)は、前年度に比べ0.1ポイント低下しました。なお、国が定める財政健全化計画を作成しなければならないとする実質公債費比率の早期健全化基準は、25.0%です。

将来負担比率	124.4 %
--------	---------

将来負担比率とは、越前市の平成20年度末における政府や銀行からの借入額とこれに準じる額の大きさを越前市の財政規模と比較して指標化したもので、将来において、財政運営を圧迫する可能性の高さについて示すものです。

越前市の一般会計等が将来支払わなければならない負債には、越前市の長期の借入金である一般会計等の地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等で支払いを約束したもの(国営かんがい排水事業の負担金の支払いなど)、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計等が負担するもの、近隣市町との組合により整備したごみ処理施設等に係る地方債のうち越前市の負担分などがあります。また、土地開発公社の負債のうち越前市がその損失の補償をする契約をしているものについても、その経営状況によっては、将来負担しなくてはならないこともあります。

平成21年度末において、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額は、標準財政規模の約1.2倍でした。また、国が定める財政健全化計画を作成しなければならないとする将来負担比率の早期健全化基準は、350.0%です。

## 2 資金不足比率

区分	水道事業	工業用水道事業	簡易水道事業	下水道事業
資金不足比率	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
区分	農業集落排水事業	林業集落排水事業	今立工業団地事業	
資金不足比率	該当なし	該当なし	該当なし	

資金不足比率とは、越前市の公営企業に係る資金不足の額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化し、それぞれの企業会計における経営状況の深刻度を示すものです。

この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることになります。

いずれの公営企業に係る特別会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当なしとなります。なお、国が定める経営健全化計画を作成しなければならないとする資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%です。